



インターネット社会と 同和問題の現実

阿南市本庄教育集会所

所長 乾 和彦さん

多くの皆さんにとって、インターネット(ネット)は今や大変便利な生活ツールです。ネットで買い物ができ、欲しい情報もすぐ手に入ります。会員制交流サイト(SNS)のフェイスブック、ユーチューブ、ライン等を使い、コメントや写真・動画を手軽に投稿し、多くの人と交流ができるのです。

その反面、ネットには大きな危険が潜んでいます。匿名(名前を隠すこと)で発信できることで、人権侵犯につながる誹謗中傷や差別の投稿が後を絶たないのです。それらは、ネット上で拡散され完全に消すことが不可能となり、発信者を特定することも困難になるのです。

2020年5月23日、プロレスラー

の木村 花さんが自ら命を絶ちました。リアリティー番組に出演していた彼女の言動がSNSで激しい誹謗中傷を受けたことが原因でした。

SNSの怖い所は、匿名を盾に過激化した膨大な量の誹謗中傷が被害者に集中することで、被害者は一気に追い込まれるのです。この事件は国を動かししました。2021年4月に「プロバイダー責任制限法」が改正され、ネットで誹謗中傷した投稿者が特定しやすくなり、被害者が迅速に名誉回復や賠償請求ができるようになりました。

2022年7月には刑法が改正され、懲役刑の導入や時効を3年に延長することで侮辱罪はより厳罰化されました。この間、木村 花さんを誹謗中傷した複数の投稿者が、侮辱容疑で書類送検されたり賠償命令が下されたりしました。

2016年12月施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)の第一条に、「**現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている**」

と同和問題の現実が示されています。この法律制定のきっかけは、2016年に起こった「鳥取ループ(ブログ名)・示現舎(出版社名)」による「全国部落調査」復刻版出版事件です。

彼らは2016年2月に約5300の被差別部落の地名・世帯数など

を一覧にした戦前の報告書「全国部落調査」の復刻出版を告知し、ネット上に地名一覧をアウティング(晒すこと)しました。これは、水平社結成以来100年にわたる多くの人のびとの部落差別解消の努力を踏みにじる行為です。この事件に対して、2016年4月に248人の個人と部落解放同盟が原告となり「鳥取ループ・示現舎」を東京地裁に提訴しました。その後、原告団は2021年9月の東京地裁判決は不十分だとして東京高裁に控訴しました。東京高裁判決が出たのは2023年6月です。

内容は、出版の差止め、ネット上でのデータ配布の禁止、データの二次利用の禁止を認める一審の判断を維持した上で、差止め範囲を一審判決の25都府県から6県増の31都府県に拡大しました。6県には徳島県も含まれています。特筆すべきは、**東京高裁が「差別されない権利」を人格権の内容として認めたこと**です。しかし、高裁判決は「差別されない権利」を認めながら、全国41都府県すべての差止めを認めなかった点、部落解放同盟の業務遂行権の侵害を認めなかった点等により原告団は上告しました。

阿南市では2022年11月頃から、「旨塩きゅうり(チャンネル名)」によって複数の隣保館周辺の町並みが盗撮され、ユーチューブ上でアウティングされる事件が起きています。

同様の被害は、阿南市以外の市町や他県でも多数確認されています。

投稿欄の概要には「昭和レトロな街並み、同和地区(現在は古い団地に変更)、バラック街、その他を探訪します」とあり、明らかに部落差別を目的とした動画投稿です。

これに対し、阿南市や教育委員会、隣保館、教育集会所等ではユーチューブに削除要請を行っていますが、早期の削除は難しい現状です。

また、差別動画投稿の背景に、条件を満たせば広告や再生回数等で収益化できることが挙げられます。差別動画の規制が不十分な現在、**ネットでは差別の拡散で収入を得るシステムが存在している**のです。今後、事業者による禁止規定の改正や法律の整備が必要です。

ネット上の誹謗中傷や差別を解消するためには、防止のための法整備や人権教育・啓発の推進は不可欠です。

また、**多くの人が部落差別について、自らの実体験以外から知識を得ている現状を打破するためには、同和問題を「自分事」と捉える機会が必要**です。本庄教育集会所では毎年11月3日に、「人権文化の発信」と「交流」を目的とした人権フェスティバルを開催しています。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

問い合わせ 人権・男女共同参画課

☎22-3094